

●申告相談の日程表（土・日曜日は申告相談を行いません）

日 程	地 区	会 場
2月 14日(木)	美袋、日羽、種井、延原、宇山、槁	昭和公民館3階大会議室 (美袋1915番地1)
15日(金)	下倉、原、影、中尾	イオンモール倉敷専門店街 2階「イオンホール」 2月18日(月)～3月15日(金) 全地区が対象 ※倉敷税務署による所得税 確定申告相談です。 この期間中、倉敷税務署 では提出される申告書の受け付けと、電話相談のみを行います。
18日(月)	山田、八代	
19日(火)	下原、上原、富原	
20日(水)	秦、福谷	
21日(木)	久代	
22日(金)	新本	
25日(月)	中央一丁目～中央六丁目	
26日(火)	駅前一丁目、駅前二丁目、泉	
27日(水)	総社一丁目～総社三丁目、総社	
28日(木)	清音柿木、清音軽部、清音黒田、清音古地	
3月 1日(金)	中原、清音上中島、清音三因	サンロード吉備路 1階会議室 (三須825番地1) 【注意】 正面玄関に入って奥の 突き当たりの部屋です
4日(月)	西郡、地頭片山、宿	
5日(火)	小寺、門田、岡谷、西坂台	
6日(水)	井手、刑部、福井	
7日(木)	駅南一丁目、駅南二丁目	
8日(金)	真壁、三輪	
11日(月)	溝口、井尻野	
12日(火)	東阿曾、西阿曾、奥坂、久米、黒尾	
13日(水)	槇谷、見延、穴粟	
14日(木)	三須、上林、下林、赤浜	
15日(金)	金井戸、南溝手、北溝手、窪木、長良	

会場を選ぶ目安
 ●イオンモール倉敷
 還付申告を含む所得税の申告全般
 ●サンロード吉備路、西・昭和公民館
 農業所得(青色申告者を除く)、給与や公的年金の収入、雑所得、一時所得がある人、個人市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

※受付時間は、午前9時から午後4時までです(市内の会場では混雑状況により、開始時間が早くなる場合があります)
 ※会場の混雑を緩和するため、なるべく上記の表を参考に会場へ来て下さい
 ※総合福祉センターや各出張所など、上記の表にある会場以外での申告相談は行いません
 ※市内の会場では、倉敷税務署による申告相談はありません

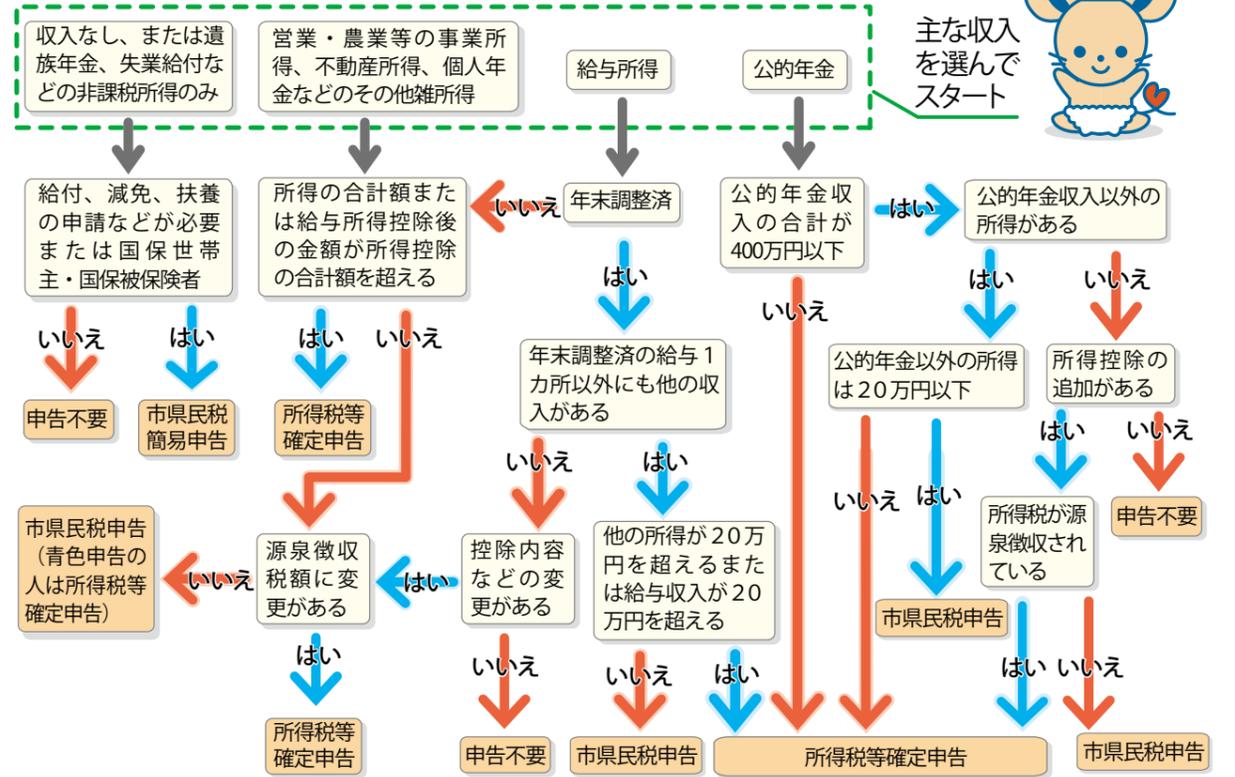
●申告に必要なもの ※書類などに不備があると、受け付けできない場合があります

- 印鑑(スタンプ印は不可)
- 確定申告のお知らせ(税務署から送付されたはがきか通知書)
- マイナンバーカード、または、通知カードなどと身分証明書
- 申告書用紙が届いている人はその用紙 ※市県民税の申告書用紙が事前に必要な人は、税務課まで問い合わせてください
- 申告者本人の金融機関の口座番号(所得税の還付申告をする人)
- 給与や公的年金などの源泉徴収票、支払報告書
- 農業や不動産所得の帳簿書類、領収書など所得計算に必要なもの、固定資産税納税通知書など租税公課の課税明細が分かるもの(収支内訳書の記入に必要) ※収支内訳書の記入を事前にお願ひします
- 生命保険や損害保険契約などの満期・解約・死亡による一時金の支払調書(保険会社などが発行)
- 個人年金など(公的年金以外)の支払調書(保険会社などが発行)
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書 ※国民年金保険料等に係る社会保険料控除を追加で受ける場合は、納付したことを証明する書類を申告書に必ず添付してください
- 被災した住宅・家財等の損失額の計算書(西日本豪雨の被災者で、昨年12月の個別相談会でお渡しした書類)
- 医療費控除の明細書か医療費の領収書(医療費控除を受ける人) ※保険などの補てんがあれば、その金額が分かるもの
- セルフメディケーション税制の明細書と取り組みを行ったことを明らかにする書類(適用を受ける人)
- 寄附金の領収書、または受領書(寄附金控除を受ける人)。内容により、2000円を超える寄附金から対象となります ※寄附金控除を受けるためには、原則として確定申告が必要です
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳(厚生労働省認定のもの)(障害者控除を受ける人)
- 障害者控除対象者認定書(12月末現況で要介護認定の人で、イオンモール倉敷会場で障害者控除を受ける場合は、障害者控除対象者認定書が必要となります。事前に市役所長寿介護課へ介護保険被保険者証と印鑑を持参し申請してください。交付必要日数1日～3日)

●申告に必要なものについての問い合わせ

- 給与の源泉徴収票…支払いを受けた勤務先
- 公的年金(厚生年金、国民年金)の源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書…倉敷東年金事務所(☎086-423-6150)
- 公的年金(共済年金、企業年金、年金基金など)の源泉徴収票など…各年金保険者
- 生命保険契約等による満期等一時所得の支払調書…支払いを受けている保険会社など
- 生命保険契約等による個人年金の支払調書…支払いを受けている保険会社など
- 市の国民健康保険税納税額…税務課市民税係(☎②8234)
- セルフメディケーション税制に必要な取り組みを行ったことを明らかにする書類…勤務先が加入している健康保険の窓口
- 障害者控除対象者認定書…長寿介護課地域ケア推進係(☎②8373)

●どのような申告が必要になるかの目安



○給与収入が2000万円を超える人は、所得税の申告が必要です。
 ○上記の表にかかわらず、土地・建物・株式売却などの分離課税所得がある人、青色申告の人、住宅借入金等特別控除の適用を初めて受けようとする人、雑損控除がある人(西日本豪雨に係る雑損控除を除く)、太陽光発電収入のある人、相続などに係る生命保険契約等年金のある人、事業所得や不動産所得などがある人で平成30年中の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人は、イオンモール倉敷会場で申告をしてください。

個人市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

- 申告忘れは、介護・後期高齢者医療保険料の算定に影響する場合があります
- ▼平成31年1月1日現在、市内に居住し、所得税の確定申告をする必要がない人で、平成30年中に収入があった人 ※ただし、次の人は申告をする必要はありません
 - ・所得税の確定申告をしている人
 - ・1カ所からの給与収入のみで、年末調整が済んでいる給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている人
 - ・公的年金等収入のみで、次の①か②に該当する人
 - ①昭和29年1月2日以後生まれで、年金収入合計額が98万円以下の人
 - ②昭和29年1月1日以前生まれで、年金収入合計額が148万円以下の人
- ▼平成30年中に収入のなかった人(障害・遺族年金のみの人、失業給付のみの人など)で、税法上の扶養になっていない人(国民健康保険に加入している人や非課税証明書の発行が必要な人は、申告が必要です)
- ▼公的年金等の収入金額が400万円以下で、確定申告が不要な場合でも、所得控除の追加などがある人 ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です。ただし、年金から控除されていない社会保険料の追加や生命保険料の支払い、扶養の追加、医療費控除などがあり、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。また、還付とならない場合でも個人市県民税・国民健康保険税の申告をしてください

+ 医療費控除は領収書の代わりに明細書の添付が必要になりました。

医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、ともに明細書の添付が必要です(平成31年分までの申告については、従来どおりの方法でも提出可能です)。

どちらか一方の選択適用
医療費控除
 または
セルフメディケーション税制

マイナンバー(12桁)の記載 + 本人確認書類の提示または写しの添付 **が必要です**

本人確認書類の例
 ①マイナンバーカード
 ②通知カード+運転免許証など